

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税（市町村民税）均等割が非課税である世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少した世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理した日から2～3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の
「市町村民税均等割が非課税」で、
市町村民税課税者の被扶養者のみの
世帯でない世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し**「市町村民税非課税相当」**
の収入となった世帯
(家計急変世帯)

町から確認書をお送りします
(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

確認書は、令和4年6月1日の時点で住民登録のある市区町村から送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年7月1日（金）
～令和4年9月30日（金）

家計急変分の申請は、申請時点で住民登録がある市区町村におこないます。

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I-① 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、令和4年2月17日に町から確認書をお送りしておりますが、提出期限（令和4年5月16日）を過ぎているため、**給付金の受給はできません**。

(2) 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合等

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書（町担当窓口にて配布）に必要事項を記入して、添付資料と一緒に町の担当窓口にご提出ください。

I-② 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※未支給の世帯のみ

(1) 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、町から給付内容や確認事項が書かれた確認書をお送りします。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、町に**返送してください**。

(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合等

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書（町担当窓口にて配布）に必要事項を記入して、添付資料と一緒に町の担当窓口にご提出ください。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が市町村民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、**申請時にお住まいの市区町村に**、ご提出ください。

※ 市町村民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることが適用要件となります。（適用される基準額は、給与収入のみの場合、単身で93万円、扶養者が1人いる場合で138万円となりますが、収入の種類や扶養人数により異なるため、町の担当窓口にお問い合わせください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

給付金等に関するお問い合わせ

大江町役場 税務町民課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

0237-62-2119（受付時間 平日9:00～16:00）

制度全般に関するご質問等

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

（受付時間 9:00～20:00）